

令和8年6月

自然災害（大雨、台風等）における全校一斉休校措置の基準について

柳川市教育委員会

柳川市教育委員会では、自然災害（大雨、台風等）の際には、子どもたちの安全を最優先に考え、全校一斉休校の措置を行っております。この度、気象庁の防災気象情報の改訂に伴い、全校一斉休校措置の判断基準を見直しましたので、お知らせします。

つきましては、下記のとおり、柳川市教育委員会が定める全校一斉休校措置の判断基準について、ご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

【全校一斉休校措置の判断基準】

天候	判 断 基 準
大雨	柳川市で「警戒レベル4（避難指示）※1」以上が発令された場合
	柳川市に「顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯の発生）が発表された場合
	柳川市に「大雨特別警報」が発表された場合
台風	柳川市に接近しつつ、柳川市が「暴風域」「強風域」に入る見込みの場合
大雪	柳川市に「大雪特別警報」「暴風雪警報 ※2」が発表された場合
	柳川市に広範囲に積雪が見られ、児童生徒の安全が十分に確保できない場合 【児童生徒の安全が十分に確保できない事例】 ・路面が凍結し、登下校中に児童生徒が転倒する等の恐れがある
地震	柳川市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

※1 気象庁が発令する「レベル4（土砂災害危険警報）」とは異なります。

※2 この場合の「暴風雪警報」とは、海上での暴風雪警報は除き、陸上での暴風雪警報のみとなります。

◆留意事項

- ・上記の対応の他、学校の立地条件や環境状況を踏まえ、各学校独自で登校時刻の変更や休校措置をとる場合があります。
- ・学校からの連絡がない場合は、通常授業を行います。